

**主な意見****【住居表示の実施に反対の人】**

- ・このままでいい。
- ・何が不便かわからない。
- ・町内名の看板などに既にお金がかかっているのに、さらにお金がかかる。
- ・会社等はあらゆる表示を変えなければならないので経済的負担が大きい。

**【5分割案に賛成の人】**

- ・わかりやすさを重視。
- ・旧町名にこだわりすぎである。
- ・日常会話の中で使用することと住所の表記は分けて考えればいいだけのこと。
- ・自分の現在の住所の通称名が新住所に含まれる、含まれないでもめるくらいなら通称名は使わない方がよい。

**【素案1～3の通称名に賛成の人】**

- ・全体的に5分割は絶対にあり得ない。
- ・素案の中では、素案3（44分割案）の支持が多い印象。
- ・地域住民のわかりやすさと説明のしやすさを重視。
- ・境界について細かい質問、要望が多い。
- ・（5分割では）通称名が消えるのではないか。

**主な質問**

- ・住民の合意をどのように判断するのか。
- ・アンケートや住民投票はしないのか。
- ・具体的にいつまでに実施するのか。
- ・審議会メンバーは誰か。審議会メンバーが、外の人が多いとの意見。
- ・素案1～3だと街区方式と言いつつ、（基準とは）違う部分も多いため、法律的に問題ないのか。
- ・法律を気にする反面、実施基準は基準にすぎないから縛られる必要はないとの意見もあった。
- ・住所が変更になった際の個人の手続き、会社の手続き等にかかる費用、補助等について

村松地区住居表示説明会

6/28 (水) 村松支所

意見・質問	回答など
<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡単な方が良い。</li> <li>・若い人は旧町名など知らない。</li> <li>・小学生にもわかるような分かりやすいものが良い。(5分割以外の区割り)はせっきやく滝谷川で区切ってあるのに、曙町と春日小路が離れていたり連番になっていないことが納得できない。</li> </ul>	<p>素案の段階なので、今後精査が必要と考えている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・今のままでいい。住居表示には反対。</li> <li>・誰が不便だと言っているのか。</li> <li>・伊藤市長の時に議決されて、旧町名が書いてある看板が建っている。それも税金で作成されているので、その投資が無駄になる。</li> </ul>	<p>社判や封筒等で事業所に影響が出るのは承知している。補助金等については今後検討する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政側はどこまで「甲、乙、丙、(甲乙丙が)なし」を把握しているのか。以前救急車を呼ぶのに消防に電話したら、甲乙丙なしの番地を伝えても「甲乙丙のどこですか」と3回も聞かれた。行政側もわかっていない。</li> <li>・ナビ使用中に甲乙丙だと大量に出てくる。</li> <li>・緊急時に甲乙丙だとわからないから相手に伝えるときに困る。</li> <li>・新しい住所になる時に町内名を選び好みする人が出てくる。</li> <li>・登記などはどうなるのか。</li> <li>・住所を変更する際にお金がかかるが、負担は誰がするのか。</li> </ul>	<p>事業を実施した場合、どのような事務手続きがあるのか。いつ頃やるのか。個人で変更が必要なもの、行政で一括して処理することなど、法務局に確認が必要などもある。</p>
<p>(議論の整理が必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「甲乙丙」が分かりにくいから住居表示をする。その際に5分割案にするのか、旧町名に沿ったものにするのかという議論。その中で、旧町名を使用した案が素案1,2,3とある。大きくは2つの案ということ。→「今のままでいい」という現状維持では議論は進まない。</li> <li>・行政としてお金がかかるもの、個人としてお金がかかるものがあるのは、今後、調べてもらう話で整理する必要がある。</li> </ul>	

村松地区住居表示説明会

6/28 (水) 村松支所

意見・質問	回答など
<p>資料3を例に、法律の説明と通称名を活用すること、5分割案は問題外である。甲とは何ぞや、乙とは何ぞやの説明。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・素案3に概ね賛成。</li> <li>・自分の住所には「甲乙丙」が付いていないが、わかりにくい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・何がどう不便なのか。</li> <li>・今のままでいいのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政としては事業を進めたい。</li> <li>・現状維持の声があるのも承知している。ただ「甲乙丙」がわかりにくいという意見が確実にある。同じ番地、飛び地、番号順じゃないなど分かりにくい状態を解消するための事業である。</li> <li>・住んでいる人のためにも、市長が力を入れている「外から人を呼ぶ」ためにも住居表示は必要であると考えている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通称名と住所の名前が同じだと良い。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居表示を考える会で署名を集めて行政に出した。署名集めの際に「甲乙丙」がわかりにくいとの声多数あった。おくやみ、うぶごえ欄が通称名になって分かりやすくなった。素案3は通称名の今の状態とほぼ同じなのでわかりやすい。ぜひ素案3をお願いします。</li> </ul>	<p>実施基準に1区画の広さもあるので、素案3は細かすぎる気もする。精査必要。町内会＝住居表示ではない。全然違う話。町内会も行政区も変わらない。住所に番号を付けて整理する事業である。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の「甲乙丙」も定かでないのに、資料2のように新しいものを出されても混乱を招くだけ。(資料2の5分割案のことを言っているのか?)</li> <li>・素案3の現状の旧町名に近いものが地域住民にもわかりやすいし、外の市町村の人から「〇〇町はどこ？」と聞かれた際にも(自分が理解できているために)説明しやすい。</li> </ul>	

意見・質問	回答など
<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政区名はどのような位置づけなのか。</li> <li>・住所が変わった場合、住民票や戸籍の表示はようになるのか。</li> </ul> <p>変わらない場合、住居表示と住民票・戸籍の表示と二重管理になるのでは。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧町名を残す努力義務が条文として載っているが、町名がなくなる地域の人には、なくなって欲しくないと思うはずだが、どう考えているか。</li> </ul>	<p>住所は「甲乙丙」から「○丁目○番○号」と変わるが、町内名や行政区名は変更はない。</p> <p>実施基準があり、一つの塊の最小の大きさが示されているので、そこを基本に進めていくのが行政の方針。通称名を全て残すというのは無理である。そのために、地域の合意形成を図っている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施基準は「法律」ではなく「運用方法」なので、それに対して住民がしぼられる必要性はない。</li> <li>・通称名がなくなるということについて、住居表示の法律の9条の2の「旧町名の継承」についてどのように考えるか検討していなかった。</li> </ul> <div data-bbox="231 1182 805 1406" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>全体への発言の他に 住居表示の法律で9条の2はとても重要な項目なのに、資料の中で全然触れられていない。重要なものなのに...云々。</p> </div>	<p>確かに実施基準は法律ではないので、これに基づいた合意が得られないようであれば、合意が得られるところまでが得られないようであれば、合意が得られるところまで基準から外れるのも可能だと認識している。</p> <p>継承を図るために看板の設置等が条文に記載されている。そのために旧町内名が書かれた瓦屋根の看板等を設置する、町内会名を「○番町内」から通称名に変更したなどの取り組みをしている。</p> <p>これから住居表示を進めるにあたり、さらに名称を残す活動、例えば碑をつくるなど、希望があれば補助金を出すなど、なるべく負担は抑えつつ、後世に残すための仕組みを作ることができればいいと考えている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・5分割案は絶対に反対。素案1～3はよくできている。この中から決まってほしい。</li> <li>・資料1の平成31年3月研究委員会の箇所について、私は研究委員に任命されていたが、5分割案には10名中7名が反対だった。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1の最後の囲みの部分</li> </ul> <p>各町内会での議論を活発化するための補助制度とは、お茶代を出すとか、場所を提供するとかの補助なのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料に世帯数と人口が書いていない。それが書いてあるとわかりやすいので、そのよう</li> </ul>	<p>今後検討していきたい。。</p> <p>今後、具体的な方針等を示せる時期が来たら、検討させてほしい。</p>

村松地区住居表示説明会

6/29 (木) 村松支所

意見・質問	回答など
<p>な資料を用意してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・署名の話、素案3を推したい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分も一緒に署名活動した。</li> <li>・源太小路の歴史の話。</li> <li>・寺町と山王は多いから分けた方がいい。</li> <li>・看板については市が受け付けなかったから県がお金を出したもの。県が他の事業で予算が余ったものを使った。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ずっと村松に住んでいる。通称名を使ったものにしてほしい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居表示はいつまでに決めるとか期限はないのか。多数決をとるでもなく、何するわけでもなくやっているように見える。</li> <li>・1回目の時は当時の町長がやる気がなかったからできなかった。伊藤市長の前の市長が審議会でやろうとしてもやらせなかった。</li> <li>・委員の選び方からしておかしかった。村松の人が1人も入っていない。村松町に関係ない人ばかりを選んだから、進まなかった。</li> </ul>	<p>期限はないが、過去2回やるって進んでないのが現状。同じことはしてはいけないと考えている。皆さんの合意を得て進めていきたいと考えている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・前々からやっているのに折衷案が見つからず大変なんだなと思っている。</li> <li>・自身も村松生まれ、村松育ちで歴史を大切にしたいという気持ちはわかるが、村松はどんどん人口が減り、外から人が来る地域でもない。</li> <li>・名前は活かしつつも、区割りはできるだけ数を少なくした方が良くと思う。資料2の1(素案1)が適当だと思う。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・5分割案もわかりやすいと思う。外から来た人がこのような意見を出すと思う。</li> <li>・昔から住んでる自分達が、ここは昔〇〇だったと使う分には通称名はいいが、火事の際、救急車を呼ぶ際に、職員がすぐに駆け付けられるようにできるだけわかりやすくした方が良くと思う。</li> </ul>	

村松地区住居表示説明会

6/30（金）村松支所

意見・質問	回答など
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通称名を使ってほしい。素案3がいい。</li> <li>・審議会について 前回のメンバーが転勤族ばかりで町の人間がほとんどいなかった。 町民のために住所を決めるのであって、転勤族は決まったものを覚えればいい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通称名を全部活かせれば良いという考え。通称名は全部でいくつあるのか。</li> <li>・素案1～3の根拠は何か。</li> </ul>	<p>町内会数でいうと89町内会ある。</p> <p>学校町を例に挙げればA,B,2,5,6…などたくさんあり、細かすぎるので住居表示事業の趣旨にそぐわない。住居表示の最大の目的は「わかりやすい」という点である。それは住んでる人にも外の人にもわかりやすいということ。区割りを細かくしすぎてはわかりにくくなってしまう。</p> <p>関係団体と意見交換して作成したものである。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「駅前通り」とあるが、現在は蒲鉄の駅はないのに、駅というのは外から来た人には尚更わかりにくいのではないか。どのように考えるか。</li> </ul>	<p>名称はまだ素案の段階なので、検討材料としたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・何年も前から旧町名にこだわった意見が出ているが、住所が番号通りにきちんとふられていけば、外から来た人は行きたい所へ行けるし、郵便物等もスムーズに配達できる。旧町名にそんなにこだわらなくてもいい。・日常会話の中で旧町名を使えばいい、それは何ら問題ない。</li> <li>・5分割がいいのか6分割がいいのかはわからないが、素案1～3のように多い分割はナンセンスである。</li> <li>・自分の所の旧町名が入っただの入らなかったの、どこの区域にふられたのというくらいなら、旧町名は一切つけなくていい。全く新しい名前の中で順番に番号をふればいいだけの話。旧町名に固執するような話ではない。</li> </ul>	

村松地区住居表示説明会

6/30（金）村松支所

意見・質問	回答など
<p>・番地はどうなるのか。今のを使うのか。新しいものになるのか。</p>	<p>住所は新しくなるが、町内会や行政区は変わらない。番号を振り直すことになる。</p>
<p>・旧村松町の時代からずっとやってる問題 ・合併してからいろんなアンケート等もしたと思うが、旧町名を残す派とどうでもいいと思っている派とどれくらいの割合なのか。</p>	<p>割合はわからない。 この説明会を10回開催して、どれに賛成か等の意見を聞くが、それがそのまま村松地域の意見とイコールになるわけではない。そこまでの拡大解釈はできない。 地域の意見の集約を行うのであれば、住民の各年代からの集約が必要だが、それはこの説明会が終わった後にどれくらい踏み込むのかということも含めて検討する。</p>
<p>・登記簿上の地番の変更はあるのか。</p>	<p>変更となる。住所変更は基本的には職権で変更する。 市から住居表示変更の証明書が出るため、それがあれば各証明書等の費用は無料となる。なお、詳細については事業が進んでから、周知する予定。</p>
<p>・無記名で投票(アンケートのことを言う?)と言ったが、住民が納得しなければ前に進まないの投票が一番大事。 ・どれくらい数が入ったとかを公表するのか、何回投票をするのか、最終的には住民投票にするのか、反対がいればしないのか。かなりの年数がかかっているのに、市長はどのように考えているのか。</p>	<p>住民投票等の具体的な話までは市長にしていない。 この説明会で出た意見等の報告、審議会で審議された内容を集約して審議会から市長に答申を提出する。 →それを受けて市長が「ではこうする」というのであれば事業は進むし、さらに意思確認が必要という指示が出れば、住民投票等も選択肢の一つとして出てくると思う。</p>

村松地区住居表示説明会

6/30 (金) 村松支所

意見・質問	回答など
<p>・前市長の時もこの問題があがっていて、ずるずる解決しなかった。今回もずるずる解決しないなら、この説明会に来ている人たちはそのうち死んでしまうし、じゃあ若い人といっても子供ではわからない。</p>	<p>市長に伝える。</p>
<p>・何年までに村松住民の意見をまとめるとか、審議会についても前回のようによく加減な人選では批判が大きく、また失敗して無駄になる。このことを市長にはっきり言って、今までの流れを理解してもらい、決断できるような形で進めないとダメ。</p> <p>ただ、皆が疑問に思っているから何かしらやっているというのでは長引くだけ。同じことを繰り返すだけでは意味がない。</p>	
<p>・審議会のメンバーは誰か。</p> <p>・前回の失敗は審議会の4分の3が転勤族だったからではないか。審議会は村松住民を過半数(途中から3分の2)は入れないとダメなのではないか。</p>	<p>審議会規則により10人以内で構成されている。市議会議員、関係官公庁の長、学識経験者の3カテゴリから委嘱している。住居表示事業が終わるまで任にあたるのが基本だが、異動や辞任届により委嘱し直した委員もいる。官公庁の長は、法務局、郵便局、警察の3人。他の7名は村松の地元の方を委嘱している。</p>
<p>・素案3は街区方式でやるうえで法律上の問題は全くないのか。</p> <p>・素案3の場合、消える通称名はいくつあるのか。</p>	<p>住民の合意が得られれば、という条件で了承が得られると思われる。</p> <p>5分割案が法律に遵守した街区方式の基本。そこから通称名の希望に沿った案になると「背割り、背割れ」という形になるので、基本的な街区方式からはそれるので、最終的には県との協議が必要と考えている。</p> <p>具体的には把握していない。通称名が消えるということはないが、通称名をいくつ活用するかということだと考えている。</p>



意見・質問	回答など
<p>・ 審議会で最後の答申(平成25年)を出してから何回審議会を開いたか</p> <p>・ 審議会の答申が議会を通ったと思うのだが・・・。</p>	<p>審議会は昨年数回開催した。研究会で5分割案の名前の案を3つ作成した。本来であれば、この研究会の出した案に対する意見などがほしいところだったが、市長の変更、コロナの流行があり思うように進まなかった。</p> <p>それと同時に通称名を使いたいという各団体からの意見があり、それも集約しないと話が進まないと思っていたので、素案1～3を作成し、皆さんに示せるところまできた。</p> <p>そのため現段階でこれでいくというものを示すことができない。のだが、現状ある案への意見等を審議会で検討する時間がほしい。もどかしいと思うがご理解いただきたい。議決したものは住居表示をする区域(大外の範囲)と街区方式でやるという2点のみである。</p>
<p>・ 五泉市村松中央1234番となるのか→この付け方はわかりにくい。五泉市村松中央1丁目123となるのか。五泉市村松中央1丁目25-3となるのか。</p>	<p>村松中央○番○号や村松○丁目○番○号というようになる。番号はわかりやすく振り直す予定。</p> <p>資料3に街区方式の実施基準があり、番号のふり方について細かく書いてある。今の時点でどのような番号になるかは未定。○番○号で数が多いようなら、○丁目ということになる可能性もある。</p>

意見・質問	回答など
<p>・素案2.、素案3の寺町のところの線引きが異なっているが、諸橋自転車屋が入っているかどうかだ。</p>	<p>基本的には現在の行政区の割り方だが、作成時は手書きのものを基にしていたため、一軒ずつ精査して線引きをしたわけでない。割り方は基本的に同じであるとみなしてほしい。誤差があるように見えるかもしれないが、素案2と3の寺町の区割りは同じとみなしてよい。</p>
<p>・当初は東西南北で分けるという話だったが、村松の町民は反対した。城下町なので昔の名前を残したいというのが本当の気持ち。素案1～3がそれにあたると思うが、細かければ細かいほどいい。</p> <p>・最終的に誰がどのようにして決定するのか。</p> <p>・住民投票は考えていないのか。</p> <p>・どのように意見をまとめて市長に報告することか。</p>	<p>説明会で出た意見を集約して審議会に報告→審議会で議論して今ある素案の4つから絞る。→市長宛てに答申を提出するが、市長も一人で決定するわけではない。→市長が議会にかけて議決。大まかに言うと、このような流れとなる。</p> <p>今のところは考えていない。</p> <p>説明会の他に、もう少し市民の声を聴くということであれば、HP上に資料を載せるなどして意見を求める等考えている。市長に報告する前に審議会に報告して審議することになる。同時に市長にも話はするので、状況は把握することになる。</p>

意見・質問	回答など
<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終的に令和何年に実行する等の計画はどうなっているのか。</li> </ul>	<p>今年に住民の皆さんの合意を得る年だと考えている。一定の合意が得られれば、なるべく早く事業を進めていきたい。しかし、何年までにとすることははっきり言えない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号のふり方はどのようにふるのか。</li> </ul>	<p>資料3に街区方式の実施基準があり、そこに番号を順番に付けることが基本と記載されている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の合意というのは、五泉市民全体の合意なのか、住居表示実施区域の住民の合意なのか。</li> </ul>	<p>基本的には実施区域に住んでいる人の合意、また実施区域内の事業所等で働いている人等の合意も含める。議会の議決をもって決定し実施する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終的な決定はどこで行われるのか。議会なのか、住民投票なのか。また住民投票の場合、投票する人は五泉市民全員なのか、実施区域の住民なのか。</li> </ul>	<p>議会に上程する際に、地域住民の合意がなければ上程できないので、説明会やアンケート等で意見を集約したい。住民投票については今は考えていない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民投票をしないのであれば、実施区域の住民の合意が得られたかどうかの判断はどのようにするのか。</li> </ul>	<p>住居表示審議会の議会からの枠は村松出身の議員の人である議員は地域の代表であるので、地域住民の意見を吸い上げて発言するのではないかと考えている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・議決によって決定するとのことだが、五泉市議会議員は村松の人、実施区域の人だけではない中で、その人たちが議会で住居表示実施区域の事を判断することは（議会にかけることは）実施区域の住民にとって必要なことなのか疑問に思う。</li> </ul>	

意見・質問	回答など
<p>・一般市民だけでなく、事業所は定款など書類から関連のものを全て改定する必要がある。行政指示等もあり、かなりの負担である。中小零細企業はコロナで大変だったのにさらにその負担をしてまで、住居表示を実施する必要があるのかということを議員は理解し考え配慮したうえで、判断できるのか非常に心配で不安。</p> <p>・それならば、議会を解散して、議員には再度立候補してもらい、住居表示についてその意見を立候補時の公約等で宣言してもらおう位でないと住民は納得しない。このような意見や声を取りあげて、検討してほしい。</p> <p>・審議会の議会のメンバーは誰か。</p> <p>・上町の北側の境界についての詳細について</p>	<p>議会事務局に推薦を求めて、今回審議会の委員になっているのは〇〇議員と△△議員です。</p> <p>まだ素案の段階で基本的には行政区で分けている。現在示しているのは一軒ずつ精査したものではないので、今後調整することになると考えている。</p>
<p>・住居表示と町内会活動の線引きはどうなるのか。</p> <p>・例えば44分割案になったら、とてもわかりにくいものになりそう。できれば 町内会のエリアでの表示にしてもらいたい。</p>	<p>行政区、町内会、住居表示はそれぞれ独立したものであるため、住居表示が実施されて住所が変わっても、行政区と町内会は一切変わらない。住居表示は建物に番号をつけるもの。</p>

村松地区住居表示説明会

7/6 (木) さくらんど

意見・質問	回答など
・住居表示が実施された場合、実際の住所はどうなるのか。例えば素案1の村松城跡だとどうなるのか。	「五泉市村松城跡〇番〇号」という形になる。
・素案3の図面に関して 前の市長の時は道路の区画で住居表示をしたいと言っていた記憶がある。駅前通1は県道と市道で挟まれている。そうすると大手か駅前かという問題が出てくるが、どうするのか。(どちらの町内会になるのかという意味か?)	街区方式のことであり、一番近いのが5分割案住居表示を実施するにあたり、行政区や町内会が連動して変更するという事はない。
・これまでの住民説明会での印象的な質疑や意見を教えてほしい。	わかりやすい住居表示にしてほしいという意見があるが、「通称名を活かしてほしい」という意見が多いという印象を受けている。
・自分も通称名を活かしてほしいと思っている。5分割案は評判が悪かった。前の町長(市長のことか?)がどう言ったなんて関係なくて、自分たちとしてはバツでしかない。だから決まらなかった。素案1~3から決めればよいと思う。 ・素案1の学校町は昔からの学校町の範囲だが、素案2は学校町に公園通が一部入っている。それで公園通の人は納得するのか。ここまで細かくするのならば、公園通だけで分けてはどうか。 ・新道(新町?)は1、2等の数字で分かれているのに、学校町はA、B等の英語であるのが気に入らない。前の町長(市長のことか?)が勝手にそうした。なぜそれでOKが出たのかわからない。再びこのような状況になるのではないかと考えると町(市?)には任せておけない。	

意見・質問	回答など
<p>・これまで住居表示法を根拠に実施基準に従って業務がなされてきたと思うが、これまでは5分割以上は実施基準に照らし合わせると難しいという説明をされてきたのに、このたび素案1～3の多数分割ということは基準に変更があったのか。</p>	<p>5分割案は街区方式の基準に沿って作成した案であり、素案1～3は表現が適切かどうかはあるが、街区方式の応用という考えで、団体との意見交換により作成したものの。</p> <p>素案1～3の通称名を使ったものは必ずしも道路や水路で区切れない。法の適するのかはどの案でも出てくる問題。基本は街区方式だが、例えば通称名を使いたいという案にした場合は基本から大きくそれるので、境界などの詳細も含めて一概に法律の事だけを考えるわけにもいかない、調整が必要。県とも意見交換しながら進めていく。</p>
<p>・町割りの数を増やすことで、どれだけの経費を見込んでいるのか。</p> <p>・地域住民の合意はどのように確認するのか。また、地域住民の合意についてどのように考えているのか。</p>	<p>自宅等に「名称○番○号」と札をつけていくことになる。町割りが増えれば、その種類が増えることになる。事業全体経費としては一千万単位の大事業になると思われる。</p> <p>住民説明会で出た意見等を集約して審議会に報告。審議会で市長に提出する答申を作成し、その際には詳細な線引きをすることになるが、「勝手に線を引いて!」とならないように確認しながら進めていくつもりである。</p>

意見・質問	回答など
<p>・新町、新道等、紛らわしいという意見もあるがどのように考えるか</p>	<p>住民はもとより、住居表示をやる目的の一つに、外から訪れる方にわかりやすくということがある。訪れる方にとって、細かくすることが分かりやすいのか？という疑問も生じる。「わかりやすい」意味合いをどのように受け取って反映させるか。通称名を使用し細かく分けることが「わかりやすい」のか、名称はさておき道路で区切った5分割が「わかりやすい」のか。「わかりやすい」の意味合いをどこに焦点あてたものにするのかは、この場では返答しかねるが、審議会で十分に検討していただく予定である。</p>
<p>・素案3のように歴史にちなんだ名称を使用することは良いと思う。</p> <p>・(素案3で) <u>どのような基準で区域を設定したのか</u>。道路等の永久構造物で分けるというのは理解しているが、これまでの説明だと町の中の細かいところはその基準では難しいところもあるということだった。</p> <p>例：空き家が増えているが、境界をまたがったところをまとめて購入した場合、その部分の区分けが複雑になることが想定される。そうした時に法的にどのような対応をするのか。そのあたりは行政で見通しを立てているのか。</p> <p>・細かくしすぎると外から訪れる人には分かりにくい。どう考えるか。</p> <p>・境界設定の基準についての話がなかった。具体的な説明がほしかったのだが。引っ越してきた人がその町内ではなく、隣り合わせの町内に入りたいとかで希望して行政区域など分かれていた昔からの経緯があるが、それを基にしているのか詳細を聞きたかった。</p>	<p>一筆ごとの整合性も含めたうえで審議会で考えていく</p> <p>意見として承り、審議会の審議の材料としていく</p> <p>区域の設定は一軒ずつ精査して決めたものを示しているのではなく、詳細は今後精査していく。</p>

村松地区住居表示説明会

7/6 (木) さくらんど

意見・質問	回答など
<p>・住居表示による町内会活動への影響がないことはわかっている。そうではなくて、素案3の44区割りの線引きが変更する要素があるが、それにどう対応するのかを聞きたい。法的に支障なくできるのか。</p>	<p>住居表示をしたからといって、現在の町内会の区域や活動に変更等があるわけではない。可能にできるように関係機関と相談しながら進めていきたい。</p>
<p>・住民説明会のスケジュールについて 全行程が終わった後の事業の進み方のスケジュールを聞きたい。</p>	<p>審議会には説明会の状況について中間報告する予定。その後、今年中に審議会を複数回開催する予定。</p>
<p>・資料のみかたについて 素案1の公園通のところ等の「/」はどういう意味なのか。</p>	<p>1つの町名の案に絞ったわけではなく、2つ案があるという意味。「もしくは」という意味である。</p>
<p>・住民説明会のアンケートの結果は公表するのか。どのような形で活かしていくのか。</p>	<p>発言した方の意見はもちろん集約していくが、最初の方の説明会で「発言しにくい」との声があったために、発言できない人のために意見を聞く手段としてアンケートを始めたそれぞれの案を示しているが、皆さんの意向の傾向を掴むため。にもアンケートを行っている。アンケートを集約したものは審議会に報告するし、公表を前提としている。</p>
<p>・この度示されている4つの案は、地域住民の意向の傾向を掴むための材料であってこの4つの素案の中のどれかにするわけじゃない、という理解でよろしいか。</p> <p>・5と29の間とか44をさらに細分化することもあるということか</p>	<p>事務局側で勝手にどれかにするというのではなく、4つの案を示した中で皆さんから出た意見やアンケートの結果を審議会に報告し、審議会が答申を作成する際の材料にしたいということ。</p> <p>44を超えることはないと思う。関係団体から出た意見を集約すると素案1～3になる。それで完成した案を速報として皆さんに示しているということ。</p>
<p>・審議会のメンバーを聞きたい。</p> <p>・公募はないのか</p>	<p>審議会は10人以内で構成しており、3カテゴリから選出される。市議会議員、関係官公庁、学識経験者から男女の偏りなく構成している。</p> <p>公募はない。商工会から人選してもらった。</p>



村松地区住居表示説明会

7/9（日） さくらんど

意見・質問	
質疑、意見などなし	
実施基準について個人の見解を述べる。	

意見・質問	回答など
<ul style="list-style-type: none"> <li>・素案1～3は道路方式の区分けでよろしいか。</li> <li>・街区方式だと道路挟んだ向かいは違う番地になる。だが、素案をみるとお向かいも大体同じ町名に区割りになっている。</li> </ul>	<p>細かく見ると道路方式に見えるところもあるが、基本は街区方式である。議決されたのは街区方式であるので、道路や水路で区切ることが難しい場所は「応用」しているところがある。審議会で審議することになるので、はっきりは言えないが、通称名を使った素案では、全てを道路で区切ることにはならないと考える。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明をきいてすぐ「意見ないか」「アンケート書いてくれ」では考える時間がなさすぎる。</li> <li>・「○番○号」のようにわかりやすい住所にするための事業ならば、素案2の32に分けるのが一番わかりやすい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの分割案で進める際の「まちづくり案」のようなものはあるのか。まずは分割案があって町名が決まってから例えば過疎の対策等が進んでいくのか。まちづくりを最優先に分割をした方が良いと思う。失敗したら後戻りできない。</li> <li>・文化が違うから慎重に進めていかなければならない。発言者②と同様、そんなにすぐ決められる問題ではない。</li> </ul>	<p>まちづくりを絡めて考えている。まちの活性化、歴史を知って</p> <p>通称名を使用したほうが良いという声があったので、5分割とは別に素案1～3を作成した。今後必要に応じて説明に伺うことも考えている。</p> <p>この度はじめて通称名を使用した素案1～3を示した。今、示している4つの案の中から決定するというわけではない。説明会で出た意見やアンケートをふまえて審議会で審議する。</p> <p>その審議の中で案が絞られていくが、その中でまちづくり、どのように市街地を活性化させるかという視点での考えも含まれたうえで進んでいくと考えている。</p>

意見・質問	回答など
<p>・資料の「街区方式による住居表示の実施基準」の説明がなかった。住居表示法の中にも住居表示がどのようなものかが書かれているし、街区方式の中でも背割りはできるという記載が実施基準に書かれている。そのあたりの説明がほしい。</p> <p>・この度の説明会のアンケートの結果を審議の目安や参考にするということだが、これからどのようにして審議会にかけて進めていくのかを詳しく知りたい。今日書いたアンケートがすぐ数字になって、審議会の資料になって、審議が行われるとしてら、あまりに急な話。なくなってしまう町名の地域住民の意見や気持ちをくみ上げる機会はあるのか。もっと時間をかけるべき。審議会はどうやって一つの案にして市長に提出するのか詳しく聞きたい。</p> <p>・アンケートを全戸ですることは可能か。</p>	<p>資料3の街区方式による住居表示の実施基準を見てもい説明。 事業が進んだ段階で再度住民に説明しなければならないと考えている。</p> <p>この街区方式で住居を行うことが議決されているが、素案1～3の通称名を使ったものは境界を定める際に基準通りでは難しいので、応用することが必要と考えている。 そのうえで住民が納得し、外の人にもわかりやすくという所なので、難しい事業だと認識している。 住居表示実施区域の住民の「総意」という判断は難しい。取捨選択していくことになる。事務局としては、それをするための材料を集めなければならない。この説明会の他に、HPなどに資料をあげて意見を集めることを考えている。</p> <p>住民の年齢構成等も重要な要素と考えている。集めた意見をどのような形でとりまとめるか、時間がかかる問題であるし、審議会から新たに「ここはどうなっているか？」と疑問が出れば更に情報を収集しなければならないが、丁寧に取り組まなければならないと考えている。</p> <p>今のところは考えていない。審議会の審議の中で「やる」という事になれば行わなければならないが、全戸アンケートを実施した場合、取りまとめに更に時間がかかることになる。「丁寧に」と「スピード感」の折り合いをどこでつけるか。審議会の進め方、委員の思いに事務局は応えていかななければならないと考えている。</p>

意見・質問	回答など
<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空写真は撮るのか</li> <li>・費用はどのくらいかかるのか</li> <li>・わかりやすくするために、それだけの費用がかかる。高齢なので新たに住所を覚えたり、何か手続きをしたり、その手続きが難しい。あまり賛成しない。そのお金は税金なのか国からの補助なのか。</li> </ul>	<p>費用は数千万単位となる。</p> <p>基本は税金。補助は何か適用できるものがあるか探すが、現時点では明確に言えるものはない。国からの補助は限りなくないに近い。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・最初は4分割ではなかったか。それでは大きすぎるからもう一つということで、そのまま5分割を持ってきているのか。</li> <li>・最初の審議のものが生きてるということか。そうすると無くなる住所が当然出てくるのではないか。</li> <li>・通称名を使う事で前々からお願いしてきたところだが、5分割だと名前が消える。</li> <li>・では、ほとんど残ると考えて良いか。</li> <li>・資料に街区方式が議決されたと記載があるが、最終的には地域住民の合意が得られるような区割りをするともある。どのように理解したらいいのか。</li> </ul>	<p>4分割だとあまりにも大きい、それであれば街区方式でわかりやすく区切って4つを5つにしたということ。</p> <p>5分割案は通称名を全く使用しない案、そもそも出てこない。素案1～3は普段会話の中で出てくる通称名を使用した案で、住居表示として通称名は残る。</p> <p>通称名が「なくなる」とは考えていない。日常会話の中で使用するなというわけでもないし町内会がなくなるわけでもない。今現在、通称名が残っているものは町内会名。昔は全部番号で表示していたものを通称名を残す活動の一環として、町内会に名称の確認をとり、町内会名として通称名が残っている。</p> <p>5分割案にしても残るということか？5分割案にしても(町内会名としては)残る。</p> <p>街区方式の基本形は5分割案である。しかし、皆さんからの反対の声が大きかったため、通称名を使用した素案1～3を作成した。この素案1～3は街区方式の基本形からは外れた「応用」版のようなもので、皆さんの合意との落とし所として作成したものの。</p>

意見・質問	回答など
<p>・ 街区方式が議決されているが、説明会や市民からの意見を聞く中で、決定が翻るということもあるということか。</p> <p>・ 街区方式に拘るということですね</p> <p>・ 議決されていると言いつつも、例えば市長の意見が強く出てきたケースや、すべてなしにして再度最初に戻るといったケースはありえるか。</p> <p>・ 誰もがわかりやすいということが住居表示のねらいである。現住所(甲乙とかの)で地域住民が説明しようとしてもわからない。通称名であれば方角も場所も説明できる。慣れ親しんだ通称名を正式住所にすることが自然だし、住民にとって良い事だと思っている。なぜそうしないのか理解できない。何かデメリットがあるのか。</p> <p>せつかく住居表示をする機会なので、慣れ親しんだ通称名を使ってほしい。説明会では「5分割」と数回出てきていて、5分割案が良いような説明なので平等</p> <p>外部の人の分かりやすさも考えてほしいという話が2回出たが、外部の人に説明する時に、内部の人が理解していない住所(5分割案の事をさしてる?)では説明できない。理解していない人の説明を受けた所で外の人があるわけがない。通称名を使った理解度に自信を持った説明であれば外の人にも伝わる。</p> <p>街区方式の説明の中に背割方式もあるという話があったが、例えば上宝町と根木町に住んでる人が街区方式になると何ら繋がりのない背中合わせの人が、住所上とはいえ同じ区域になる。現実には道路隔てたお向かいの人たちと同じ</p>	<p>街区方式がなくなるということではない。意見を聞きつつ、区割りをする中で街区方式の「応用版」として適用を検討する。</p> <p>平成25年の範囲、街区方式を基本として進める。</p>

村松地区住居表示説明会

7/10（月）さくらんど

意見・質問	回答など
<ul style="list-style-type: none"><li>・通称名にしたら「甲乙」は外れるのか。番地は今の数字でいいのか。</li> <li>・通称名を活かした町名と言っているが、5分割案は死ぬのか生きるのか</li> <li>・5分割案がたたき台になっているということか。</li></ul>	<p>甲乙はなくなり、町内名○番○号となり、現在の番地の数字は変わる。住所そのものが変わります。場合によっては再度説明会やアンケートを行うかもしれない。</p> <p>4つの案はどれにするか決まっていない。審議会で審議する。</p> <p>4つの案は対等に存在しているということ。</p>

意見・質問	回答など
<ul style="list-style-type: none"> <li>・5分割案は生きているのか</li> <li>・5分割案が嫌という声が多かったはずだが、今の傾向はどうなっているか。</li> <li>・自分は通称名をどうしても使ってほしい。</li> <li>・例えば32分割案だと無くなる町名はどこ？いくつ？</li>   <li>・街区方式と道路方式はどちらも残っているのか。</li>   <li>・街区方式で境界の線引きをするのは大変難しいと思うが、どのようにやるのか</li>   <li>・背割れ方式等、本当に大変だと思うが、できるだけ町名を残して皆が喜ぶようなものにしてほしい。</li> </ul>	<p>素案1～3と同列に生きている。</p> <p>どちらかといえば通称名使用の素案1～3の支持が多い印象。これが結論ではない。</p> <p>町名が無くなるわけではない。(現在通称名が町内会名に使用されているが)町内会が住居表示によって変更することはないし、日常会話から消えるわけでもないので「住居表示によって」無くなるという認識ではない。</p> <p>住居表示をする方法として2つが存在しており、五泉市で議決されているのは街区方式である。道路方式は道路に名前をつけて、そこに接する所に番号をふるわけだが、実際には小路が多すぎて全てに名前をつけて番号をふるのは現実的ではない。なので街区方式が議決された。</p> <p>確かに難しい。基本的には行政区割りに沿って進めるが、通称名との兼ね合いもあるので、線引きは審議会でも大きな論点となるだろう。街区方式の基本形は5分割案で、通称名を使用した素案1～3は街区方式の基本から背割り等をした応用版である。通称名を使用した案で背割りをするにしても簡単ではないと考えている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の住所が「乙」で住所と本籍が同じなのだが、今の住所がどのようにして決まったのか気になる。</li> </ul>	<p>合併前は村松町乙〇〇番だったものが、五泉市と合併時に五泉市村松乙〇〇番となった。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ城下町の村上市はどうしたのか</li> </ul>	<p>背割りした。その後、建て替え等で問題が生じたかどうかまでは調査していない。</p>

村松地区住居表示説明会

7/12 (水) さくらんど

意見・質問	回答など
・あまりに少ない世帯しかない区域は整理した方が良いと思う。	審議会に現在の世帯数等を示しつつ、将来的な増減も見込んで基準に一つの街区に30程度とあるし、検討していく必要がある。
・44分割案になった場合、名称としてあがってこない町名はどこなのか。	現在実施区域内に89の町内があるので、仮に44分割案になった際には約半分があがってこないことになる。